

## 避難行動要支援者名簿の作成について

平成25年6月、災害対策基本法の一部が改正され「市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から確保するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならない。」という条項が追加されました。

つきましては、市の福祉部局等で把握している情報に加え、本人の申し出による「手上げ方式」や地区自治公民館長・自治会長又は民生委員・在宅福祉アドバイザー等による情報提供により、避難行動要支援者名簿作成をする予定ですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、名簿記載者のうち、本人の同意が得られた方については、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとしていますが、同意が得られなかった方についても、災害時に生命・身体を保護するために必要だと市が判断した場合には情報提供することとしていますのでご了承ください。

